



町民課くらし環境係

☎85-6131

長井警察署 ☎84-0110

白鷹西駐在所 ☎85-2029

白鷹東駐在所 ☎85-2046

『春の交通安全県民運動』が実施されます。

▶実施期間 4月6日(水)～15日(金)

■目的 新入学児童(園児)や、運転未熟な新社会人等が新たに道路交通に参加し始めることから、交通事故の多発が懸念される。

このことから、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、積極的に交通安全教育等を推進して交通ルールの遵守を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ります。

■運動の重点

- ▶子どもと高齢者の交通事故防止
- ▶飲酒運転の根絶
- ▶道路横断時・交差点における交通事故防止
- ▶自転車安全利用の推進
- ▶全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



『雪どけ期における交通事故防止キャンペーン』

▶実施期間 3月10日(木)～16日(水)

■目的 これからの時期は、次第に雪がとけて道路環境がよくなっていることに伴い、車はスピードを出しやすくなり、徒歩での外出や自転車の利用も活発になってきます。

また、昼間は道路が乾燥するものの、夜間は路面が凍結する場合もあることから、交通事故の多発が心配されます。このような状況を踏まえ、次の推進事項を積極的に実施することにより、交通事故防止を図ります。

《運転者》

◎心と時間に余裕をもって運転し、安全速度を必ず守るなど、「安全運転5則」を守りましょう。

安全運転5則

- ①安全速度を必ず守る
- ②カーブの手前でスピードを落とす
- ③交差点では必ず安全を確認する
- ④一時停止で横断歩行者の安全を守る
- ⑤飲酒運転は絶対にしない

◎前をよく見て運転に集中し、歩行者や自転車、他の車の存在・動静に注意しましょう。

◎横断歩道では「歩行者絶対優先」、歩行者等がいる時は、必ず一時停止して安全に横断させましょう。

《歩行者》

◎道路を横断するときは、右・左の安全を確認するなど「安全横断5則」を守りましょう。

安全横断5則

- ①安全な場所を選ぶ
- ②道路の端で必ず立ち止まる
- ③右・左の安全を確認する
- ④安全を確認したら、まっすぐさっさと渡る
- ⑤横断中も右・左の車の動きに気を配る

◎夕方からの外出の際は、明るい色の衣服とピカピカ光る夜光反射材を身につけましょう。

《自転車》

◎自転車に乗る時は、信号遵守し一時停止・安全確認など「自転車安全利用5則」を守りましょう。

自転車安全利用5則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- ④安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点では信号遵守と一時停止・安全確認)
- ⑤子どもはヘルメットを着用

◎定期的に自転車の点検整備を行い、万が一に備え自転車保険に加入しましょう。

高齢、体力視力等の衰えて運転に不安があり、交通安全を考え免許を返納したい方は：
3月1日から運転免許証の自主返納がしやすくなりました。

- ①最寄り(住所地)の交番・駐在所で申請受付開始
- ・全返納の場合のみ受付可能。
- ・書類作成のため、数回来所いただく必要あり。
- ・平日9時から15時受付、事前申込み(電話)の必要あり。
- ②山形県総合交通安全センターの日曜日窓口における申請受付開始
- ・山形県総合交通安全センター(☎023-655-2150)へ事前申し込みの必要あり。
- ・日曜午後2時から3時受付。
- ③代理人による申請受付開始(山形県総合交通安全センターまたは住所地の警察署)
- ・特別な事情がある方に限り、本人直筆の委任状を家族等代理の方が持参した場合。